

# 鹿児島県事務処理の特例に関する条例（抄）

〔平成12年 3 月 28 日〕  
〔 条 例 第 7 号 〕

## 鹿児島県事務処理の特例に関する条例

（趣旨）

**第 1 条** この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の 2 第 1 項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとすることに関し、必要な事項を定めるものとする。

（市町村が処理する事務の範囲等）

**第 2 条** 知事の権限に属する事務のうち、別表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。

附 則 略

別表（第 2 条関係）

総務部・企画部・PR・観光戦略部・環境林務部・くらし保健福祉部 } 略  
商工労働水産部・農政部・機器管理防災局・教育長

○鹿児島県事務処理の特例に関する条例

平成12年3月28日  
条例第7号

事務	市町村
<p>1 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号、以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第4条第1項の規定による土地を譲渡しようとする場合の届出の受理</p> <p>(2) 法第5条第1項の規定による地方公共団体等に対する土地の買取り希望の申出の受理</p> <p>(3) 法第6条第1項の規定による地方公共団体等の決定及び土地の買取りの協議を行う旨の通知</p> <p>(4) 法第6条第3項の規定による土地の買取りを希望する地方公共団体等がない旨の通知</p>	<p>各町村</p> <p>鹿屋市、阿久根市、志布志市、南九州市、長島町、大崎町、南種子町、瀬戸内町、宇検村、伊仙町及び和泊町</p>
<p>1の2 道路法(昭和27年法律第180号、以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第13条第1項の規定による国道の維持及び修繕(別に規則で定めるものを除く。)</p> <p>(2) 法第15条の規定による県道の維持及び修繕(別に規則で定めるものを除く。)</p>	<p>鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、南九州市、志布志市、南九州市、長島町、大崎町、南種子町、瀬戸内町、宇検村、伊仙町及び和泊町</p>
<p>1の2の3 国有財産法(昭和23年法律第73号、以下この項において「法」という。)及び国有財産法施行細則(昭和23年大蔵省令第92号、以下この項において「令」という。))に基づく事務のうち、次に掲げるもの(河川法(昭和39年法律第167号)第100条第1項に規定する準用河川の用に供する国有財産で国土交通大臣の所管に属するものに限る。)</p> <p>(1) 法第31条の2第1項の規定による調査又は測量のための土地への立入り</p> <p>(2) 法第31条の2第2項の規定による土地への補償</p> <p>(3) 法第31条の3第1項の規定による損失の補償</p> <p>(4) 法第31条の3第2項の規定による境界の協議の要求</p> <p>(5) 法第31条の3第3項の規定による境界の協議の要求</p> <p>(6) 法第31条の4第1項の規定による調査の実施</p> <p>(7) 法第31条の4第2項の規定による境界の決定</p> <p>(8) 法第31条の4第3項の規定による境界の決定に係る通告の受理</p> <p>(9) 法第31条の5第1項の規定による境界の決定に係る通告の受理</p> <p>(10) 法第31条の5第2項の規定による境界の決定に係る通告の受理</p> <p>(11) 法第31条の5第3項の規定による境界の決定に係る通告の受理</p> <p>(12) 省令第1条の3の規定による境界標の設定</p> <p>(13) 省令第1条の5の規定による境界決定書の作成</p>	<p>各市町村(河川法第16条の3第1項の規定により市町村長が行う河川工事又は河川の維持に関する事務については同法第4条第1項の規定による一級河川又は同法第5条第1項の規定による二級河川の所在する市町村に、同法第100条第1項の規定による準用河川の用に供する国有財産で国土交通大臣の所管に属するものに限る。)</p>

1の3 屋外広告物法(昭和42年法律第189号、以下この項において「法」という。)、鹿児島県屋外広告物条例(昭和39年鹿児島県条例第83号、以下この項において「条例」という。))及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの	各市町村
<p>(1) 法第3条第3項の規定による代執行及び費用の徴収</p> <p>(2) 法第7条第4項の規定によるはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等の除却</p> <p>(3) 法第8条第1項の規定による除却し、又は除却させた広告物又は掲出物件の保管</p> <p>(4) 法第8条第2項の規定による保管した広告物又は掲出物件の公示</p> <p>(5) 法第8条第3項の規定による保管した広告物又は掲出物件の売却及び売却代金の保管</p> <p>(6) 法第8条第4項の規定による保管した広告物又は掲出物件の廃棄</p> <p>(7) 法第8条第5項の規定による保管した広告物又は掲出物件の売却代金の売却費用への充当</p> <p>(8) 法第8条第6項の規定による保管した広告物又は掲出物件の除却等の措置に要した費用の所有権等への負担命令</p> <p>(9) 条例第5条の規定による制限地域等における広告物の表示又は掲出物件の設置の許可</p> <p>(10) 条例第5条の規定による国又は地方公共団体からの届出の受理</p> <p>(11) 条例第6条第4項の規定による禁止地域等における広告物の表示又は掲出物件の設置の許可</p> <p>(12) 条例第8条第1項の規定による許可の条件の付加</p> <p>(13) 条例第8条第3項の規定による許可の期間の更新</p> <p>(14) 条例第9条の規定による変更等の許可又は許可の条件の付加</p> <p>(15) 条例第13条第2項の規定による除却の届出の受理</p> <p>(16) 条例第14条の規定による許可の取消</p> <p>(17) 条例第15条の規定による許可の取消し</p> <p>(18) 条例第16条の規定による除却命令</p> <p>(19) 条例第17条の規定による立入検査</p> <p>(20) 条例第19条の規定による管理者等の届出の受理</p> <p>(21) 条例第19条の14の規定による屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告</p>	<p>各市町村</p> <p>鹿屋市、志布志市、南九州市、長島町、大崎町、南種子町、瀬戸内町、宇検村、伊仙町及び和泊町</p>
<p>2 土地区画整理法(昭和29年法律第119号、以下この項において「法」という。))及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域にわたるものを除く。)</p> <p>(1) 法第4条第1項の規定による個人施行者の土地区画整理事業の施行の認可</p>	<p>各市、湧水町、大崎町、南種子町、瀬戸内町、龍郷町、喜</p>



<p>もの</p> <p>(1) 法第12条第1項及び第2項の規定による特定路外駐車場の設置の届出及び変更の届出の受理</p> <p>(2) 法第12条第3項の規定による特定路外駐車場に係る基準適合命令</p> <p>(3) 法第53条第2項の規定による報告の徴収、立入検査及び関係者への質問</p>	<p>阿久根市、指宿市、垂水市、串木野市、伊佐市、南九州市、島村、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、種子町、大和村、宇検村、鶴岡町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町及びひ知名町</p>	<p>指宿市、日置市、串木野市、伊佐市、南九州市、島村、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、種子町、大和村、宇検村、鶴岡町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町及びひ知名町</p>
<p>5の2 建築基準法(昭和25年法律第201号、以下この項において「法」といふ。)に基づき事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第93条第3項の規定による通知の受理(法第31条第2項に規定する尿尿浄化槽に係るものに限る。)</p> <p>(2) 法第93条第4項の規定による意見の申出(前号に掲げる事務に係るものに限る。)</p>	<p>阿久根市、指宿市、垂水市、串木野市、伊佐市、南九州市、島村、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、種子町、大和村、宇検村、鶴岡町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町及びひ知名町</p>	<p>指宿市、日置市、串木野市、伊佐市、南九州市、島村、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、種子町、大和村、宇検村、鶴岡町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町及びひ知名町</p>
<p>5の3 浄化槽法(昭和58年法律第43号、以下この項において「法」といふ。)</p> <p>(1) 法の施行のための規則に基づき事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(2) 法第5条第1項の規定による浄化槽の設置等の届出をされた者に対する報告</p> <p>(3) 法第5条第4項ただし書の規定による浄化槽の設置等の届出の内容が相当であると認められる旨の通知</p> <p>(4) 法第7条第2項(法第11条第2項において準用する場合を含む。)</p> <p>(5) 法第7条第2項(法第11条第2項において準用する場合を含む。)</p> <p>(6) 法第7条第2項(法第11条第2項において準用する場合を含む。)</p> <p>(7) 法第7条第3項の規定による浄化槽の設置等の水質検査についての報告</p> <p>(8) 法第7条第3項の規定による浄化槽の使用開始の報告書の受理</p> <p>(9) 法第10条第2項の規定による技術管理者の変更の報告書の受理</p> <p>(10) 法第10条第3項の規定による浄化槽管理者の変更の報告書の受理</p> <p>(11) 法第11条第1項の規定による浄化槽の使用の廃止の届出の受理</p> <p>(12) 法第12条第1項の規定による浄化槽の保守点検又は清掃についての助言、指導又は報告</p> <p>(13) 法第12条第2項の規定による浄化槽の保守点検又は清掃についての改善命令又は浄化槽の使用の停止命令</p> <p>(14) 法第12条第2項の規定による浄化槽の定期検査についての指導又は助言</p> <p>(15) 法第12条第2項の規定による浄化槽の定期検査についての報告</p> <p>(16) 法第12条第3項の規定による浄化槽に係る措置命令</p> <p>(17) 法第53条第1項の規定による浄化槽管理者、浄化槽清掃業者、浄化槽の保守点検を業とする者又は浄化槽管理士からの報告の徴収</p> <p>(18) 法第53条第2項の規定による浄化槽管理者、浄化槽清掃業者、浄化槽の保守点検を業とする者又は浄化槽管理士の事務所等への立入検査等</p>	<p>阿久根市、指宿市、垂水市、串木野市、伊佐市、南九州市、島村、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、種子町、大和村、宇検村、鶴岡町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町及びひ知名町</p>	<p>指宿市、日置市、串木野市、伊佐市、南九州市、島村、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、種子町、大和村、宇検村、鶴岡町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町及びひ知名町</p>
<p>6 建築基準法(以下この項において「法」といふ。)、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号、以下この項において「省令」といふ。)、建築基準法施行令(昭和46年建設省令第33号)及び法の施行のための規則に基づき事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第15条第1項の規定による建築物を建築し、又は除却しようとする場合の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(2) 省令第10条の4の2第1項の規定による認定の申請書の受理及び知事への送付</p> <p>(3) 省令第10条の4の4第1項の規定による特例容積率の限度の申請書の受理及び知事への送付</p> <p>(4) 省令第10条の4の7第1項の規定による特例容積率の限度の指定の取消</p>	<p>阿久根市、指宿市、垂水市、串木野市、伊佐市、南九州市、島村、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、種子町、大和村、宇検村、鶴岡町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町及びひ知名町</p>	<p>指宿市、日置市、串木野市、伊佐市、南九州市、島村、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、種子町、大和村、宇検村、鶴岡町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町及びひ知名町</p>
<p>7 都市再開発法(昭和44年法律第38号、以下この項において「法」といふ。))及び都市再開発法施行令(昭和44年政令第232号、以下この項において「政令」といふ。))に基づき事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第7条の9第1項の規定による個人施行者の第一種市街地再開発事業の施行の認可</p> <p>(2) 法第7条の9第2項、第11条第4項、第38条第2項、第50条の9第2項、第50条の9第2項及び第50条の12第2項において準用する場合を含む。)</p> <p>(3) 法第7条の15第1項の規定による個人施行者の第一種市街地再開発事業の施行の認可の公告並びに国土交通大臣及び関係市町村長への図書の送付</p> <p>(4) 法第7条の16第1項の規定による規準若しくは規約又は事業計画の変更</p>	<p>阿久根市、指宿市、垂水市、串木野市、伊佐市、南九州市、島村、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、種子町、大和村、宇検村、鶴岡町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町及びひ知名町</p>	<p>指宿市、日置市、串木野市、伊佐市、南九州市、島村、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、種子町、大和村、宇検村、鶴岡町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町及びひ知名町</p>
<p>8の2 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号、以下この項において「法」といふ。))宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号、以下この項において「政令」といふ。))及び宅地造成等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号、以下この項において「省令」といふ。))に基づき事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第3条第1項の規定による宅地造成工事規制区域の指定</p> <p>(2) 法第3条第3項(法第20条第3項において準用する場合を含む。)</p> <p>(3) 法第4条第1項(法第20条第3項において準用する場合を含む。)</p> <p>(4) 法第5条第1項(法第20条第3項において準用する場合を含む。)</p> <p>(5) 法第6条第1項及び第2項(法第20条第3項において準用する場合を含む。)</p> <p>(6) 法第7条第1項(法第20条第3項において準用する場合を含む。)</p> <p>(7) 法第7条第2項(法第20条第3項において準用する場合を含む。)</p> <p>(8) 法第7条第3項(法第20条第3項において準用する場合を含む。)</p> <p>(9) 法第8条第1項の規定による宅地造成に関する工事の許可</p> <p>(10) 法第8条第3項(法第12条第3項において準用する場合を含む。)</p> <p>(11) 法第10条第2項(法第12条第3項において準用する場合を含む。)</p> <p>(12) 法第10条第2項(法第12条第3項において準用する場合を含む。)</p> <p>(13) 法第11条(法第12条第3項において準用する場合を含む。)</p> <p>(14) 法第12条第1項の規定による変更の許可</p> <p>(15) 法第12条第2項の規定による軽微な変更の届出の受理</p> <p>(16) 法第13条の規定による工事完了の検査及び検査済証の交付</p> <p>(17) 法第14条第1項の規定による許可の取消</p> <p>(18) 法第14条第2項から第4項までの規定による命令</p> <p>(19) 法第14条第5項(法第17条第3項及び第22条第3項において準用する場合を含む。)</p> <p>(20) 法第15条の規定による工事等の届出の受理</p> <p>(21) 法第16条第2項の規定による改善命令</p> <p>(22) 法第17条第1項及び第2項の規定による改善命令</p> <p>(23) 法第18条第1項(法第23条において準用する場合を含む。)</p> <p>(24) 法第19条(法第23条において準用する場合を含む。)</p> <p>(25) 法第20条第1項及び第2項の規定による造成宅地防災区域の指定及び告示の徴収</p> <p>(26) 法第21条第2項の規定による勧告</p> <p>(27) 法第22条第1項及び第2項の規定による改善命令</p> <p>(28) 政令第15条の規定による規則の制定</p> <p>(29) 省令第30条の規定による書面の交付</p>	<p>阿久根市、指宿市、垂水市、串木野市、伊佐市、南九州市、島村、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、種子町、大和村、宇検村、鶴岡町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町及びひ知名町</p>	<p>指宿市、日置市、串木野市、伊佐市、南九州市、島村、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、種子町、大和村、宇検村、鶴岡町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町及びひ知名町</p>



- の認可
- (9) 法第136条第3項の規定による防災街区整備事業組合の事業計画の認可
  - (10) 法第140条第4項の規定による事業計画の意見書の処理
  - (11) 法第143条第1項(法第157条第2項において準用する場合を含む。)及び第2項の規定による防災街区整備事業組合の設立の認可の公告
  - (12) 法第157条第1項の規定による防災街区整備事業組合の定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更の認可
  - (13) 法第163条第4項の規定による防災街区整備事業組合の解散の認可
  - (14) 法第163条第6項の規定による防災街区整備事業組合の設立の認可の取消し又は解散の認可の公告
  - (15) 法第164条において準用する都市再開発法第18条の2第4項の規定による意見の申出
  - (16) 法第164条において準用する都市再開発法第49条の規定による決算報告書の承認
  - (17) 法第165条第1項の規定による事業会社の防災街区整備事業の施行の認可
  - (18) 法第171条第1項の規定による事業会社の防災街区整備事業の施行の認可の公告
  - (19) 法第172条第1項の規定による事業会社の規程又は事業計画の変更の認可
  - (20) 法第175条第1項の規定による事業会社の合併若しくは分割又は事業会社が施行する防災街区整備事業の譲渡及び譲受けの認可
  - (21) 法第177条第1項及び政令第30条において準用する政令第26条第3項の規定による事業会社の審査委員の選任及び解任の承認
  - (22) 法第178条第1項の規定による事業会社の防災街区整備事業の終了の認可
  - (23) 法第204条第1項(第4項において準用する場合を含む。)の規定による個人施行者、防災街区整備事業組合及び事業会社の権利変換計画の認可
  - (24) 法第269条第1項の規定による個人施行者の事業又は会計の状況の検査及び必要な措置の命令
  - (25) 法第269条第2項の規定による個人施行者の防災街区整備事業の施行の認可の取消し
  - (26) 法第269条第3項の規定による個人施行者の防災街区整備事業の施行の認可の取消しの公告
  - (27) 法第270条第1項及び第2項の規定による防災街区整備事業組合の事業又は会計の状況の検査
  - (28) 法第270条第3項の規定による防災街区整備事業組合に対する必要な措置の命令
  - (29) 法第270条第4項の規定による防災街区整備事業組合の設立の認可の取消し
  - (30) 法第270条第5項の規定による総会又は総会の部会若しくは総代会の招集
  - (31) 法第270条第6項の規定による理事若しくは監事又は総代の解任の請求に係る投票の実施
  - (32) 法第270条第7項の規定による議決等の取消し
  - (33) 法第271条第1項及び第2項の規定による事業会社の事業又は会計の状況の検査
  - (34) 法第271条第3項の規定による事業会社に対する必要な措置の命令
  - (35) 法第271条第4項の規定による事業会社の防災街区整備事業の施行の認可の取消し
  - (36) 法第271条第5項の規定による事業会社の防災街区整備事業の施行の認可の取消しの公告